

J T A 法 破門・除名・退会者に対する処遇

2013年11月30日総会告知
日本テコンドー協会

日本テコンドー協会（以下、J T A）を破門・除名・退会した個人・団体に対する処遇は次の通りとする。

第 1 条 J T A 段位および級位

第 1 項 J T A が認定した段位および級位は次のとおりとする。

- 1、個人の事情により退会した者の段位・級位は永久に有効とする。
- 2、破門・除名された者の段位・級位は無効取り消しとする。
- 3、退会を偽装し、J T A の活動を通じて集めた構成員によって「新たな団体」を組織した場合
 - ①主犯は破門・除名となるから、上記 2 が適用される。
 - ②新たな団体で道場を主宰する者は、破門・除名となるから、上記 2 が適用される。
ただし、道場を閉鎖した時点で、暫定破門・除名とする。
「新たな団体」を 1 年以内に退会し、反省文を提出すれば、段位・級位の復活を認める。
希望すれば、J T A への復帰を認める。
 - ③上記以外の会員は、被害者である場合が多い。
よって「新たな団体」を 1 年以内に退会し、本部に通知すれば、段位・級位の復活を認める。
希望すれば、J T A への復帰を認める。

第 2 項 破門・除名が確定した者に対しては J T A が発行した昇段証の破棄を命じる。

第 3 項 破門・除名が確定した者が「日本テコンドー協会」と刺繍した黒帯の使用を禁じる。

第 4 項 何人であっても審査費用の返金要求には一切応じない。

第 2 条 J T A 技術＝日本跆拳道の使用禁止

下記の J T A の技は、すべて創始者・河明生（以下、創始者）が創造したものである。
よって J T A を破門・除名・退会した者が使用することを禁止する。

第 1 項 創始者が創造した J T A 独自の蹴武の型は J T A 会員のみが使用できる。

- 1、 南洲 前蹴りの型
- 2、 青淵 回し蹴りの型
- 3、 龍馬 横蹴りの型
- 4、 武蔵 後ろ横蹴りの型
- 5、 謙信 後ろ回し蹴りの型
- 6、 清衡 捻り蹴りの型
- 7、 義家 踵落とし蹴りの型
- 8、 柳韓 飛び踵落とし蹴りの型
- 9、 忠武 飛び捻り蹴りの型
- 10、 若光 飛び後ろ回し蹴りの型
- 11、 乙支 飛び後ろ横蹴りの型
- 12、 関羽 飛び横蹴りの型
- 13、 張良 飛び回し蹴りの型
- 14、 聖徳 飛び前蹴りの型

第2項 創始者が創造したJTA独自の約束組手は、JTA会員のみが使用できる。

1、上級約束約束組手

- ① 上級約束約束組手1番
- ② 上級約束約束組手2番
- ③ 上級約束約束組手3番
- ④ 上級約束約束組手4番
- ⑤ 上級約束約束組手5番
- ⑥ 上級約束約束組手6番
- ⑦ 上級約束約束組手7番
- ⑧ 上級約束約束組手8番
- ⑨ 上級約束約束組手9番

⑩ 上級約束約束組手 10 番

2、中級約束組手

- ① 中級約束約束組手 1 番
- ② 中級約束約束組手 2 番
- ③ 中級約束約束組手 3 番
- ④ 中級約束約束組手 4 番
- ⑤ 中級約束約束組手 5 番
- ⑥ 中級約束約束組手 6 番
- ⑦ 中級約束約束組手 7 番
- ⑧ 中級約束約束組手 8 番
- ⑨ 中級約束約束組手 9 番
- ⑩ 中級約束約束組手 10 番

3、初級約束組手

- ① 初級約束約束組手 1 番
- ② 初級約束約束組手 2 番
- ③ 初級約束約束組手 3 番
- ④ 初級約束約束組手 4 番
- ⑤ 初級約束約束組手 5 番
- ⑥ 初級約束約束組手 6 番
- ⑦ 初級約束約束組手 7 番
- ⑧ 初級約束約束組手 8 番
- ⑨ 初級約束約束組手 9 番
- ⑩ 初級約束約束組手 10 番

4、創作組手概念

第3項 創始者が創造したJTA独自の概念は、JTA会員のみが使用できる。

1、蹴美

2、蹴武

3、フルコンタクト・テコンドー

4、段差攻撃等、組手技術概念

第 3 条 J T A 大会成績の取消しと抹消

- 第 1 項 J T A 在籍中の各種大会成績は、すべて取り消すものとする。
J T A 本部ホームページ上から抹消する。
- 第 2 項 J T A 各種大会の範囲
- 1) 全日本フルコンタクトテコンドー選手権大会（以下、全日本大会）のすべての成績
この場合、順位の繰り上げは行わない。
 - 2) その他すべての大会
- 第 3 項 J T A を破門・除名された者が、全日本大会での成績を自己の経歴等に乗せることを禁じる。
- 第 4 項 J T A を破門・除名された者に対しては、全日本大会のトロフィー・メダル等の返却を命じる。
その場合、返却にかかる郵送料は破門者・除名者負担とする。

第 4 条 J T A 人間関係の全精算

- 第 1 項 J T A を破門・除名された者の人間関係はすべて精算すべきである。
人ならば破廉恥な悪行を行い周囲に多大なる迷惑をかけていることにつき恥を知るべきである。
悪行を公表されないだけで感謝すべきである。
- 第 2 項 J T A を破門・除名された者と引き続き交流している者は理由の如何を問わず除名とする。
- 第 3 項 J T A を破門・除名された者に立場上、巻き込まれた者は、
一定の猶予期間を設けて再考の機会を与え、J T A への復帰を認める場合がある。
たとえば、金銭欲等に刺激されたクラブ長が己の客観的実力をわきまえず「自流派」を立ち上げた場合、その弟子は立場上、好むと好まざるとに拘わらず巻き込まれる場合が予想される。
かかる状況は打撃系武道（とくに空手）には日常茶飯事の出来事であり、将来の J T A にも絶対起こらないとはいえない。よって寛容政策上、予め定めるものとする。
- ただし、上記の場合であっても、復帰するまでの間は、全日本大会成績抹消等を行うものとし、
復帰後、選手としての名誉を回復するものとする。

第 5 条 J T A グッズの使用禁止

- 第 1 項 J T A を破門・除名された者の J T A グッズの使用をすべて禁止する。

第2項 JTAグッズの範囲

- 1) JTA有段者道衣（商標登録）
- 2) JTA有級者道衣（商標登録）
- 3) その他、すべてのJTAと表示されているグッズ

第3項 上記のグッズ費用の返金には応じない。

第4項 個人的理由で退会した者が、退会後も私的に使用することは認める。
ただし、退会した者が、他流試合等にJTA道義を着用して参加することはできない。

第6条 民事訴訟の提起

JTAを破門・除名、偽装退会（新しい団体を立ち上げるための退会）後も下記に該当した場合、東京地裁または横浜地裁に民事訴訟を提起する。

第1項 JTAを破門・除名・偽装退会後も、上記のJTA独自の技を使用し、名称を変えて使用した場合

第2項 JTAを破門・除名・偽装退会後も、上記のJTA独自のグッズを使用した場合

第3項 被告は次の者とする。

- 1) 新しい団体の主催者
- 2) 新しい団体の幹部。

たとえば、師範、師範代、指導員、支部長・道場長、大学体育会監督および主将

以上